

福岡高等裁判所宮崎支部 平成●●年(〇〇)第●●号 法人税更正処分取消請求控訴事件

国側当事者・国(鹿児島税務署長)

平成24年9月26日棄却・上告・上告受理申立て

(第一審・鹿児島地方裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号、平成24年3月7日判決、本資料262号-53・順号11903)

判 決

控訴人	有限会社A
上記代表者代表取締役	丁
上記訴訟代理人弁護士	松下 良成
被控訴人	国
上記代表者法務大臣	滝 実
処分行政庁	鹿児島税務署長 新田 寛
上記指定代理人	倉野 紀子 大坪 正宏 鶴田 貴志 村木 修 永田 秀一 開田 智 林 俊生 石川 尚登 亀井 勝則 芦刈 浩二 伊藤 彰

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 処分行政庁が平成21年7月7日付けでした控訴人の平成15年6月1日から平成16年5月31日までの事業年度の法人税の更正及び過少申告加算税賦課決定の各処分をいずれも取り消す。
- 3 処分行政庁が平成21年7月7日付けでした控訴人の平成16年6月1日から平成17年5月31日までの事業年度の法人税の更正を取り消す。

- 4 処分行政庁が平成21年12月25日付けでした控訴人の平成17年6月1日から平成18年5月31日までの事業年度の法人税の更正及び過少申告加算税賦課決定の各処分をいずれも取り消す。
- 5 処分行政庁が平成21年7月7日付けでした控訴人の平成18年6月1日から平成19年5月31日までの事業年度の法人税の更正及び過少申告加算税賦課決定の各処分をいずれも取り消す。
- 6 処分行政庁が平成21年12月25日付けでした控訴人の平成19年6月1日から平成20年5月31日までの事業年度の法人税の更正及び過少申告加算税賦課決定の各処分をいずれも取り消す。
- 7 処分行政庁が平成21年12月25日付けでした控訴人の平成20年6月1日から平成21年5月31日までの事業年度の法人税の更正を取り消す。
- 8 訴訟費用は第1、2審とも被控訴人の負担とする。

第2 事案の概要

以下、略称については、原判決のそれに従う。

1 請求、争点及び各審級における判断の各概要

本件（平成22年11月19日訴え提起）は、電気工事業等を営む有限会社である控訴人が、甲に対し支給した本件残業手当等及び本件ボーナス等を損金の額に算入して法人税の申告をしたところ、処分行政庁から、控訴人の監査役である甲に支給した本件残業手当等及び本件ボーナス等を損金に算入することはできないとして、更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分を受けたため、これらの各処分が違法であるとして取消しを求める事案である。

本件の主要な争点は、①訴えの利益の有無、②本件残業手当等及び本件ボーナス等の損金算入の可否である。

原判決（平成24年3月7日言渡し）は、争点①について、控訴人が申告により自ら確定させた納税額を超えない部分の取消しを求める訴えは、訴えの利益を欠くものであると判断し、争点②について、甲は適法に控訴人の監査役に選任された旨、本件残業手当等及び本件ボーナス等は賞与に該当する旨、監査役は使用人兼務役員となることが許されていない旨説示して、本件残業手当等及び本件ボーナス等を損金に算入することはできないと判断し、本件請求について、上記のとおり訴えの利益を欠く部分については却下し、その余について棄却した。

そこで、控訴人が本件控訴に及んだものであるが、本判決は、原判決と同旨の判断をして、本件控訴を棄却するものである。

2 争いのない事実等及び争点

この点は、原判決7頁12行目の「第7号証」の次に「第8号証の1ないし3」を加えるほかは、原判決3頁25行目から9頁22行目までに記載のとおりであるから、これを引用する。

第3 当裁判所の判断

この点は、原判決11頁12行目の「30日」を「31日」と、14頁24行目の「欠損金額」を「所得金額」とそれぞれ改め、16頁3行目の「甲第5号証の3、」の次に「乙第3号証、」を加えるほかは、原判決9頁24行目から16頁4行目までに記載のとおりであるから、これを引用する。

第4 結論

よって、当裁判所の上記判断と同旨の原判決は相当であり、本件控訴は理由がないから、これを

棄却することとして、主文のとおり判決する。

福岡高等裁判所宮崎支部

裁判長裁判官 横山 秀憲

裁判官 三井 教匡

裁判官 空閑 直樹